

1 告示

兵庫県選挙管理委員会告示第103号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- | | | |
|-------------------|------------------------|-------|
| 1 審査分会長 | 神戸市兵庫区熊野町2丁目3番7号 | 立石幸雄 |
| 2 審査分会長の職務を代理すべき者 | 神戸市中央区上筒井通7丁目4番19—201号 | 井野健三郎 |

兵庫県選挙管理委員会告示第104号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年10月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

- | | |
|------|--|
| 1 日時 | 平成29年10月24日 午前10時30分 |
| 2 場所 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室 |

2 審査に付される裁判官

裁判官氏名	生年月日	最高裁判所裁判官に任命された日
こいけ ひろし 小池 裕	昭和26年7月3日	平成27年4月2日
とくら さぶろう 戸倉 三郎	昭和29年8月11日	平成29年3月4日
やまぐち あつし 山口 厚	昭和28年11月6日	平成29年2月6日
かんの ひろゆき 菅野 博之	昭和27年7月3日	平成28年9月5日
おおたに なおと 大谷 直人	昭和27年6月23日	平成27年2月17日
きざわ かつゆき 木澤 克之	昭和26年8月27日	平成28年7月19日
はやし けいいち 林 景一	昭和26年2月8日	平成29年4月10日

3 投票

(1) 投票結果

区 分	当日有権者数			投票者数			投票率 (%)			前 回 投票率	前々回 投票率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
神戸市東灘区	80,100	93,894	173,994	40,783	45,371	86,154	50.92	48.32	49.52	50.90	58.70
神戸市灘区	49,608	58,699	108,307	24,613	27,837	52,450	49.61	47.42	48.43	50.14	56.89
神戸市中央区	49,066	57,852	106,918	21,501	24,331	45,832	43.82	42.06	42.87	43.42	49.86
神戸市兵庫区	43,558	46,878	90,436	18,478	20,290	38,768	42.42	43.28	42.87	43.54	50.82
神戸市北区	86,600	97,197	183,797	41,705	45,461	87,166	48.16	46.77	47.43	47.33	55.25
神戸市長田区	38,095	42,530	80,625	16,114	18,397	34,511	42.30	43.26	42.80	44.33	51.14
神戸市須磨区	62,809	73,852	136,661	31,634	36,385	68,019	50.37	49.27	49.77	48.84	56.77
神戸市垂水区	85,889	99,217	185,106	40,833	45,437	86,270	47.54	45.80	46.61	47.89	55.18
神戸市西区	96,778	105,497	202,275	46,390	48,823	95,213	47.93	46.28	47.07	45.65	54.41
神戸市 計	592,503	675,616	1,268,119	282,051	312,332	594,383	47.60	46.23	46.87	47.25	54.85
姫路市第1	91,701	101,957	193,658	41,328	45,247	86,575	45.07	44.38	44.71	47.26	53.26
姫路市第2	99,086	105,529	204,615	41,095	44,364	85,459	41.47	42.04	41.77	45.33	51.90
姫路市第3	2,206	2,399	4,605	833	1,043	1,876	37.76	43.48	40.74	39.04	43.42
姫路市第4	17,195	18,653	35,848	8,474	8,886	17,360	49.28	47.64	48.43	50.75	57.90
姫路市 計	210,188	228,538	438,726	91,730	99,540	191,270	43.64	43.56	43.60	46.57	52.92
尼 崎 市	186,129	199,612	385,741	76,908	82,823	159,731	41.32	41.49	41.41	43.54	54.77
明 石 市	118,457	129,414	247,871	54,589	57,563	112,152	46.08	44.48	45.25	46.64	54.70
西宮市第1	166,268	192,267	358,535	83,016	91,151	174,167	49.93	47.41	48.58	51.65	58.11
西宮市第2	17,437	19,129	36,566	8,644	9,145	17,789	49.57	47.81	48.65	49.61	57.41
西宮市 計	183,705	211,396	395,101	91,660	100,296	191,956	49.90	47.44	48.58	51.46	58.05
洲 本 市	18,040	20,359	38,399	9,141	9,962	19,103	50.67	48.93	49.75	50.09	57.54
芦 屋 市	35,460	44,559	80,019	19,610	23,469	43,079	55.30	52.67	53.84	56.51	62.28
伊 丹 市	79,966	85,360	165,326	37,598	38,401	75,999	47.02	44.99	45.97	48.71	55.74
相 生 市	12,186	13,347	25,533	6,633	7,294	13,927	54.43	54.65	54.55	56.22	62.99
豊 岡 市	33,208	36,494	69,702	20,647	22,605	43,252	62.17	61.94	62.05	52.77	61.26
加古川 市	107,559	113,704	221,263	48,876	50,203	99,079	45.44	44.15	44.78	47.32	56.58
たつの 市	31,020	33,900	64,920	17,349	19,295	36,644	55.93	56.92	56.44	52.55	59.63
赤 穂 市	19,506	21,490	40,996	9,681	10,678	20,359	49.63	49.69	49.66	51.98	57.29
西 脇 市	16,376	18,253	34,629	9,296	10,535	19,831	56.77	57.72	57.27	51.01	59.34
宝 塚 市	88,111	104,848	192,959	44,964	50,312	95,276	51.03	47.99	49.38	51.40	58.79
三 木 市	31,619	34,533	66,152	15,787	16,278	32,065	49.93	47.14	48.47	48.60	56.02
高 砂 市	37,169	39,382	76,551	16,858	17,996	34,854	45.36	45.70	45.53	48.25	57.38
川西市第1	49,475	56,278	105,753	25,653	27,614	53,267	51.85	49.07	50.37	49.40	58.87
川西市第2	12,800	14,755	27,555	6,999	7,487	14,486	54.68	50.74	52.57	53.17	62.76
川西市 計	62,275	71,033	133,308	32,652	35,101	67,753	52.43	49.42	50.82	50.19	59.69
小 野 市	19,196	20,658	39,854	9,286	9,733	19,019	48.37	47.11	47.72	48.20	54.84
三 田 市	45,375	49,071	94,446	23,904	24,530	48,434	52.68	49.99	51.28	50.85	56.99
加 西 市	18,146	19,420	37,566	9,648	10,146	19,794	53.17	52.25	52.69	51.54	58.62
篠 山 市	16,939	18,686	35,625	9,269	9,772	19,041	54.72	52.30	53.45	54.38	61.70
養 父 市	9,911	10,954	20,865	6,420	6,946	13,366	64.78	63.41	64.06	61.58	66.85
丹 波 市	25,940	28,771	54,711	14,442	15,265	29,707	55.67	53.06	54.30	55.32	60.11
南あわじ市	19,590	21,299	40,889	12,848	14,463	27,311	65.58	67.90	66.79	52.44	61.39
朝 来 市	12,434	13,830	26,264	8,578	9,591	18,169	68.99	69.35	69.18	59.28	64.35
淡 路 市	18,242	20,278	38,520	9,790	10,552	20,342	53.67	52.04	52.81	53.64	60.19
宍 粟 市	15,608	17,296	32,904	8,780	9,658	18,438	56.25	55.84	56.04	58.22	63.46
加 東 市	15,854	16,789	32,643	7,924	8,026	15,950	49.98	47.81	48.86	47.25	57.74

区 分	当日有権者数			投票者数			投票率 (%)			前 回 投票率	前々回 投票率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
猪名川 町	12,144	13,631	25,775	6,781	7,383	14,164	55.84	54.16	54.95	51.30	59.72
川辺郡 計	12,144	13,631	25,775	6,781	7,383	14,164	55.84	54.16	54.95	51.30	59.72
多 可 町	8,635	9,504	18,139	4,899	5,269	10,168	56.73	55.44	56.06	54.76	60.99
多可郡 計	8,635	9,504	18,139	4,899	5,269	10,168	56.73	55.44	56.06	54.76	60.99
稲 美 町	12,628	13,420	26,048	6,233	6,738	12,971	49.36	50.21	49.80	49.39	58.12
播 磨 町	13,658	14,622	28,280	6,194	6,580	12,774	45.35	45.00	45.17	46.83	55.90
加古郡 計	26,286	28,042	54,328	12,427	13,318	25,745	47.28	47.49	47.39	48.06	56.98
神 河 町	4,732	5,310	10,042	3,221	3,600	6,821	68.07	67.80	67.92	67.04	71.21
市 川 町	5,240	5,577	10,817	3,059	3,360	6,419	58.38	60.25	59.34	55.10	61.21
福 崎 町	7,537	8,215	15,752	3,908	4,393	8,301	51.85	53.48	52.70	54.69	61.33
神崎郡 計	17,509	19,102	36,611	10,188	11,353	21,541	58.19	59.43	58.84	58.21	64.04
太 子 町	13,338	14,297	27,635	6,660	7,052	13,712	49.93	49.33	49.62	49.76	57.27
揖保郡 計	13,338	14,297	27,635	6,660	7,052	13,712	49.93	49.33	49.62	49.76	57.27
上 郡 町	6,346	6,940	13,286	3,659	4,026	7,685	57.66	58.01	57.84	55.88	53.63
赤穂郡 計	6,346	6,940	13,286	3,659	4,026	7,685	57.66	58.01	57.84	55.88	53.63
佐 用 町	7,210	8,007	15,217	4,371	4,757	9,128	60.62	59.41	59.99	62.31	67.54
佐用郡 計	7,210	8,007	15,217	4,371	4,757	9,128	60.62	59.41	59.99	62.31	67.54
香 美 町	7,425	8,287	15,712	4,813	5,396	10,209	64.82	65.11	64.98	61.50	69.15
新温泉 町	6,041	6,796	12,837	4,153	4,479	8,632	68.75	65.91	67.24	58.01	69.08
美方郡 計	13,466	15,083	28,549	8,966	9,875	18,841	66.58	65.47	66.00	59.94	69.12
市 部 計	2,080,712	2,318,890	4,399,602	1,006,919	1,093,365	2,100,284	48.39	47.15	47.74	48.67	56.40
郡 部 計	104,934	114,606	219,540	57,951	63,033	120,984	55.23	55.00	55.11	54.00	61.06
県 計	2,185,646	2,433,496	4,619,142	1,064,870	1,156,398	2,221,268	48.72	47.52	48.09	48.93	56.62

(2) 仮投票

総 数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの
4	4	0	2	2

(3) 点字投票

総 数	内 訳	
	有 効	無 効
292	283	9

(4) 代理投票

投票当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	合 計
729	2,632	3,361

(5) 不在者投票の受理・不受理

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
23,693	456	1	457	24,150

4 開票

(1) 開票結果

区分	小池 裕				戸倉 三郎				山口 厚			
	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投票数	罷免を可としな い投票数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
神戸市東灘区	9,953	74,332	0	84,285	9,017	75,268	0	84,285	9,242	75,043	0	84,285
神戸市灘区	5,594	45,133	0	50,727	5,105	45,622	0	50,727	5,123	45,604	0	50,727
神戸市中央区	5,196	39,365	0	44,561	4,719	39,842	0	44,561	4,779	39,782	0	44,561
神戸市兵庫区	3,695	34,037	0	37,732	3,380	34,352	0	37,732	3,457	34,275	0	37,732
神戸市北区	8,285	75,616	0	83,901	7,712	76,189	0	83,901	7,731	76,170	0	83,901
神戸市長田区	3,316	30,091	0	33,407	3,050	30,357	0	33,407	3,088	30,319	0	33,407
神戸市須磨区	7,440	58,275	0	65,715	6,901	58,814	0	65,715	6,958	58,757	0	65,715
神戸市垂水区	8,845	74,628	0	83,473	8,268	75,205	0	83,473	8,276	75,197	0	83,473
神戸市西区	10,335	82,089	0	92,424	9,642	82,782	0	92,424	9,721	82,703	0	92,424
神戸市 計	62,659	513,566	0	576,225	57,794	518,431	0	576,225	58,375	517,850	0	576,225
姫路市第1	6,898	76,370	0	83,268	6,455	76,812	1	83,268	6,502	76,766	0	83,268
姫路市第2	6,538	75,666	0	82,204	6,046	76,158	0	82,204	6,077	76,127	0	82,204
姫路市第3	50	1,778	0	1,828	35	1,793	0	1,828	44	1,784	0	1,828
姫路市第4	1,135	15,586	0	16,721	1,074	15,647	0	16,721	1,086	15,635	0	16,721
姫路市 計	14,621	169,400	0	184,021	13,610	170,410	1	184,021	13,709	170,312	0	184,021
尼崎市	16,293	137,912	0	154,205	15,140	139,065	0	154,205	15,295	138,910	0	154,205
明石市	10,252	98,721	0	108,973	9,562	99,411	0	108,973	9,610	99,363	0	108,973
西宮市第1	18,185	151,726	0	169,911	16,766	153,145	0	169,911	17,011	152,900	0	169,911
西宮市第2	1,670	15,779	0	17,449	1,556	15,893	0	17,449	1,582	15,867	0	17,449
西宮市 計	19,855	167,505	0	187,360	18,322	169,038	0	187,360	18,593	168,767	0	187,360
洲本市	1,118	17,094	0	18,212	974	17,238	0	18,212	967	17,245	0	18,212
芦屋市	4,467	37,474	0	41,941	4,066	37,875	0	41,941	4,149	37,792	0	41,941
伊丹市	7,326	66,507	0	73,833	6,698	67,135	0	73,833	6,828	67,005	0	73,833
相生市	760	12,412	0	13,172	675	12,497	0	13,172	725	12,447	0	13,172
豊岡市	2,574	39,707	0	42,281	2,369	39,912	0	42,281	2,449	39,832	0	42,281
加古川市	8,247	87,557	0	95,804	7,689	88,115	0	95,804	7,752	88,052	0	95,804
たつの市	2,188	33,556	0	35,744	2,006	33,738	0	35,744	2,037	33,707	0	35,744
赤穂市	1,261	18,391	0	19,652	1,139	18,513	0	19,652	1,168	18,484	0	19,652
西脇市	1,368	17,565	0	18,933	1,255	17,678	0	18,933	1,269	17,664	0	18,933
宝塚市	9,732	83,248	0	92,980	8,917	84,063	0	92,980	9,085	83,895	0	92,980
三木市	2,571	28,422	0	30,993	2,388	28,605	0	30,993	2,454	28,539	0	30,993
高砂市	2,843	31,147	0	33,990	2,661	31,329	0	33,990	2,672	31,318	0	33,990
川西市第1	4,687	46,301	0	50,988	4,280	46,708	0	50,988	4,340	46,648	0	50,988
川西市第2	1,475	12,600	0	14,075	1,370	12,705	0	14,075	1,407	12,668	0	14,075
川西市 計	6,162	58,901	0	65,063	5,650	59,413	0	65,063	5,747	59,316	0	65,063
小野市	1,070	17,373	0	18,443	1,116	17,327	0	18,443	1,114	17,329	0	18,443
三田市	4,779	42,418	0	47,197	4,412	42,785	0	47,197	4,453	42,744	0	47,197
加西市	1,250	17,729	0	18,979	1,169	17,810	0	18,979	1,200	17,779	0	18,979
篠山市	1,637	16,765	0	18,402	1,539	16,863	0	18,402	1,563	16,839	0	18,402
養父市	860	12,168	0	13,028	816	12,212	0	13,028	820	12,208	0	13,028
丹波市	2,504	26,081	0	28,585	2,347	26,238	0	28,585	2,331	26,254	0	28,585
南あわじ市	1,459	24,766	2	26,227	1,275	24,950	2	26,227	1,328	24,897	2	26,227
朝来市	1,229	16,468	1	17,698	1,166	16,531	1	17,698	1,185	16,512	1	17,698
淡路市	1,264	18,422	0	19,686	1,166	18,520	0	19,686	1,192	18,494	0	19,686
宍粟市	981	16,932	0	17,913	913	17,000	0	17,913	944	16,969	0	17,913
加東市	1,109	14,454	0	15,563	1,003	14,560	0	15,563	1,035	14,528	0	15,563

区 分	小池 裕				戸倉 三郎				山口 厚			
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
猪名川 町	1,315	12,503	0	13,818	1,261	12,557	0	13,818	1,275	12,543	0	13,818
川辺郡 計	1,315	12,503	0	13,818	1,261	12,557	0	13,818	1,275	12,543	0	13,818
多可 町	536	9,395	0	9,931	484	9,447	0	9,931	497	9,434	0	9,931
多可郡 計	536	9,395	0	9,931	484	9,447	0	9,931	497	9,434	0	9,931
稲美 町	1,010	11,590	0	12,600	932	11,668	0	12,600	954	11,646	0	12,600
播磨 町	1,097	11,148	0	12,245	1,017	11,228	0	12,245	1,037	11,208	0	12,245
加古郡 計	2,107	22,738	0	24,845	1,949	22,896	0	24,845	1,991	22,854	0	24,845
神河 町	314	6,380	0	6,694	328	6,366	0	6,694	327	6,367	0	6,694
市川 町	370	5,878	0	6,248	359	5,889	0	6,248	360	5,888	0	6,248
福崎 町	479	7,623	0	8,102	438	7,664	0	8,102	452	7,650	0	8,102
神崎郡 計	1,163	19,881	0	21,044	1,125	19,919	0	21,044	1,139	19,905	0	21,044
太子 町	913	12,249	0	13,162	833	12,329	0	13,162	879	12,283	0	13,162
揖保郡 計	913	12,249	0	13,162	833	12,329	0	13,162	879	12,283	0	13,162
上郡 町	396	7,108	0	7,504	381	7,123	0	7,504	375	7,129	0	7,504
赤穂郡 計	396	7,108	0	7,504	381	7,123	0	7,504	375	7,129	0	7,504
佐用 町	540	8,298	0	8,838	504	8,334	0	8,838	526	8,312	0	8,838
佐用郡 計	540	8,298	0	8,838	504	8,334	0	8,838	526	8,312	0	8,838
香美 町	582	9,337	0	9,919	531	9,388	0	9,919	542	9,377	0	9,919
新温泉 町	556	7,922	0	8,478	527	7,951	0	8,478	531	7,947	0	8,478
美方郡 計	1,138	17,259	0	18,397	1,058	17,339	0	18,397	1,073	17,324	0	18,397
市部 計	192,439	1,842,661	3	2,035,103	177,837	1,857,262	4	2,035,103	180,049	1,855,051	3	2,035,103
郡部 計	8,108	109,431	0	117,539	7,595	109,944	0	117,539	7,755	109,784	0	117,539
県 計	200,547	1,952,092	3	2,152,642	185,432	1,967,206	4	2,152,642	187,804	1,964,835	3	2,152,642

区 分	菅野 博之				大谷 直人				木澤 克之			
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
神戸市東灘区	9,195	75,090	0	84,285	9,388	74,897	0	84,285	9,457	74,828	0	84,285
神戸市灘区	5,158	45,569	0	50,727	5,195	45,532	0	50,727	5,279	45,448	0	50,727
神戸市中央区	4,806	39,755	0	44,561	4,845	39,716	0	44,561	4,819	39,742	0	44,561
神戸市兵庫区	3,411	34,321	0	37,732	3,461	34,271	0	37,732	3,382	34,350	0	37,732
神戸市北区	7,676	76,225	0	83,901	7,768	76,133	0	83,901	7,733	76,168	0	83,901
神戸市長田区	3,086	30,321	0	33,407	3,076	30,331	0	33,407	3,075	30,332	0	33,407
神戸市須磨区	6,928	58,787	0	65,715	6,976	58,739	0	65,715	7,002	58,713	0	65,715
神戸市垂水区	8,338	75,135	0	83,473	8,342	75,131	0	83,473	8,377	75,096	0	83,473
神戸市西区	9,762	82,662	0	92,424	9,774	82,650	0	92,424	6,673	85,751	0	92,424
神戸市 計	58,360	517,865	0	576,225	58,825	517,400	0	576,225	55,797	520,428	0	576,225
姫路市第1	6,489	76,779	0	83,268	6,369	76,899	0	83,268	6,316	76,952	0	83,268
姫路市第2	6,005	76,199	0	82,204	5,987	76,217	0	82,204	5,945	76,259	0	82,204
姫路市第3	41	1,787	0	1,828	38	1,790	0	1,828	39	1,789	0	1,828
姫路市第4	1,064	15,657	0	16,721	1,065	15,656	0	16,721	1,076	15,645	0	16,721
姫路市 計	13,599	170,422	0	184,021	13,459	170,562	0	184,021	13,376	170,645	0	184,021
尼 崎 市	15,321	138,884	0	154,205	15,326	138,879	0	154,205	15,100	139,105	0	154,205
明 石 市	9,606	99,367	0	108,973	9,520	99,453	0	108,973	9,494	99,479	0	108,973
西宮市第1	17,058	152,853	0	169,911	17,251	152,660	0	169,911	17,349	152,562	0	169,911
西宮市第2	1,582	15,867	0	17,449	1,604	15,845	0	17,449	1,591	15,858	0	17,449
西宮市 計	18,640	168,720	0	187,360	18,855	168,505	0	187,360	18,940	168,420	0	187,360
洲 本 市	983	17,229	0	18,212	948	17,264	0	18,212	958	17,254	0	18,212
芦 屋 市	4,166	37,775	0	41,941	4,211	37,730	0	41,941	4,296	37,645	0	41,941
伊 丹 市	6,817	67,016	0	73,833	6,735	67,098	0	73,833	6,800	67,033	0	73,833
相 生 市	675	12,497	0	13,172	690	12,482	0	13,172	685	12,487	0	13,172
豊 岡 市	2,387	39,894	0	42,281	2,359	39,922	0	42,281	2,299	39,982	0	42,281
加古川 市	7,687	88,117	0	95,804	7,673	88,131	0	95,804	7,630	88,174	0	95,804
たつの 市	1,993	33,751	0	35,744	1,930	33,814	0	35,744	1,916	33,828	0	35,744
赤 穂 市	1,144	18,508	0	19,652	1,134	18,518	0	19,652	1,139	18,513	0	19,652
西 脇 市	1,265	17,668	0	18,933	1,220	17,713	0	18,933	1,184	17,749	0	18,933
宝 塚 市	9,093	83,887	0	92,980	9,182	83,798	0	92,980	9,156	83,824	0	92,980
三 木 市	2,453	28,540	0	30,993	2,416	28,577	0	30,993	2,385	28,608	0	30,993
高 砂 市	2,705	31,285	0	33,990	2,653	31,337	0	33,990	2,693	31,297	0	33,990
川西市第1	4,326	46,662	0	50,988	4,367	46,621	0	50,988	4,363	46,625	0	50,988
川西市第2	1,390	12,685	0	14,075	1,377	12,698	0	14,075	1,392	12,683	0	14,075
川西市 計	5,716	59,347	0	65,063	5,744	59,319	0	65,063	5,755	59,308	0	65,063
小 野 市	1,133	17,310	0	18,443	1,125	17,318	0	18,443	1,122	17,321	0	18,443
三 田 市	4,452	42,745	0	47,197	4,477	42,720	0	47,197	4,492	42,705	0	47,197
加 西 市	1,193	17,786	0	18,979	1,141	17,838	0	18,979	1,130	17,849	0	18,979
篠 山 市	1,524	16,878	0	18,402	1,508	16,894	0	18,402	1,519	16,883	0	18,402
養 父 市	812	12,216	0	13,028	800	12,228	0	13,028	807	12,221	0	13,028
丹 波 市	2,318	26,267	0	28,585	2,318	26,267	0	28,585	2,244	26,341	0	28,585
南あわじ市	1,310	24,915	2	26,227	1,266	24,959	2	26,227	1,237	24,988	2	26,227
朝 来 市	1,151	16,547	0	17,698	1,147	16,551	0	17,698	1,111	16,587	0	17,698
淡 路 市	1,157	18,529	0	19,686	1,135	18,551	0	19,686	1,127	18,559	0	19,686
宋 栗 市	916	16,997	0	17,913	883	17,030	0	17,913	879	17,034	0	17,913
加 東 市	1,027	14,536	0	15,563	1,021	14,542	0	15,563	999	14,564	0	15,563

区 分	菅野 博之				大谷 直人				木澤 克之			
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	計
猪名川町	1,257	12,561	0	13,818	1,268	12,550	0	13,818	1,241	12,577	0	13,818
川辺郡計	1,257	12,561	0	13,818	1,268	12,550	0	13,818	1,241	12,577	0	13,818
多可町	488	9,443	0	9,931	479	9,452	0	9,931	471	9,460	0	9,931
多可郡計	488	9,443	0	9,931	479	9,452	0	9,931	471	9,460	0	9,931
稲美町	953	11,647	0	12,600	922	11,678	0	12,600	939	11,661	0	12,600
播磨町	1,022	11,223	0	12,245	1,014	11,231	0	12,245	999	11,246	0	12,245
加古郡計	1,975	22,870	0	24,845	1,936	22,909	0	24,845	1,938	22,907	0	24,845
神河町	329	6,365	0	6,694	337	6,357	0	6,694	335	6,359	0	6,694
市川町	361	5,887	0	6,248	351	5,897	0	6,248	348	5,900	0	6,248
福崎町	432	7,670	0	8,102	433	7,669	0	8,102	436	7,666	0	8,102
神崎郡計	1,122	19,922	0	21,044	1,121	19,923	0	21,044	1,119	19,925	0	21,044
太子町	845	12,317	0	13,162	828	12,334	0	13,162	814	12,348	0	13,162
揖保郡計	845	12,317	0	13,162	828	12,334	0	13,162	814	12,348	0	13,162
上郡町	361	7,143	0	7,504	357	7,147	0	7,504	370	7,134	0	7,504
赤穂郡計	361	7,143	0	7,504	357	7,147	0	7,504	370	7,134	0	7,504
佐用町	490	8,348	0	8,838	484	8,354	0	8,838	469	8,369	0	8,838
佐用郡計	490	8,348	0	8,838	484	8,354	0	8,838	469	8,369	0	8,838
香美町	519	9,400	0	9,919	523	9,396	0	9,919	497	9,422	0	9,919
新温泉町	516	7,962	0	8,478	512	7,966	0	8,478	497	7,981	0	8,478
美方郡計	1,035	17,362	0	18,397	1,035	17,362	0	18,397	994	17,403	0	18,397
市部計	179,603	1,855,498	2	2,035,103	179,701	1,855,400	2	2,035,103	176,270	1,858,831	2	2,035,103
郡部計	7,573	109,966	0	117,539	7,508	110,031	0	117,539	7,416	110,123	0	117,539
県計	187,176	1,965,464	2	2,152,642	187,209	1,965,431	2	2,152,642	183,686	1,968,954	2	2,152,642

区 分	林 景一			計
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	
神戸市東灘区	8,700	75,585	0	84,285
神戸市灘区	4,941	45,786	0	50,727
神戸市中央区	4,530	40,031	0	44,561
神戸市兵庫区	3,245	34,487	0	37,732
神戸市北区	7,392	76,509	0	83,901
神戸市長田区	2,944	30,463	0	33,407
神戸市須磨区	6,718	58,997	0	65,715
神戸市垂水区	7,921	75,552	0	83,473
神戸市西区	9,266	83,158	0	92,424
神戸市 計	55,657	520,568	0	576,225
姫路市第1	6,087	77,181	0	83,268
姫路市第2	5,718	76,486	0	82,204
姫路市第3	35	1,793	0	1,828
姫路市第4	1,034	15,687	0	16,721
姫路市 計	12,874	171,147	0	184,021
尼 崎 市	14,539	139,666	0	154,205
明 石 市	9,109	99,864	0	108,973
西宮市第1	16,094	153,817	0	169,911
西宮市第2	1,499	15,950	0	17,449
西宮市 計	17,593	169,767	0	187,360
洲 本 市	908	17,304	0	18,212
芦 屋 市	3,911	38,030	0	41,941
伊 丹 市	6,427	67,406	0	73,833
相 生 市	670	12,502	0	13,172
豊 岡 市	2,238	40,043	0	42,281
加古川 市	7,388	88,416	0	95,804
たつの 市	1,881	33,863	0	35,744
赤 穂 市	1,084	18,567	1	19,652
西 脇 市	1,179	17,754	0	18,933
宝 塚 市	8,471	84,509	0	92,980
三 木 市	2,290	28,703	0	30,993
高 砂 市	2,530	31,460	0	33,990
川西市第1	4,055	46,933	0	50,988
川西市第2	1,279	12,796	0	14,075
川西市 計	5,334	59,729	0	65,063
小 野 市	1,239	17,204	0	18,443
三 田 市	4,232	42,965	0	47,197
加 西 市	1,085	17,894	0	18,979
篠 山 市	1,487	16,915	0	18,402
養 父 市	794	12,234	0	13,028
丹 波 市	2,221	26,364	0	28,585
南あわじ市	1,212	25,013	2	26,227
朝 来 市	1,090	16,608	0	17,698
淡 路 市	1,093	18,593	0	19,686
宍 粟 市	872	17,041	0	17,913
加 東 市	951	14,612	0	15,563

区 分	林 景一			計
	罷免を可とする 投 票 数	罷免を可としな い 投 票 数	記載を無効とさ れた者の投票数	
猪名川 町	1,190	12,628	0	13,818
川辺郡 計	1,190	12,628	0	13,818
多 可 町	461	9,470	0	9,931
多可郡 計	461	9,470	0	9,931
稲 美 町	889	11,711	0	12,600
播 磨 町	965	11,280	0	12,245
加古郡 計	1,854	22,991	0	24,845
神 河 町	338	6,356	0	6,694
市 川 町	340	5,908	0	6,248
福 崎 町	403	7,699	0	8,102
神崎郡 計	1,081	19,963	0	21,044
太 子 町	809	12,353	0	13,162
揖保郡 計	809	12,353	0	13,162
上 郡 町	342	7,162	0	7,504
赤穂郡 計	342	7,162	0	7,504
佐 用 町	470	8,368	0	8,838
佐用郡 計	470	8,368	0	8,838
香 美 町	494	9,425	0	9,919
新温泉 町	491	7,987	0	8,478
美方郡 計	985	17,412	0	18,397
市 部 計	170,359	1,864,741	3	2,035,103
郡 部 計	7,192	110,347	0	117,539
県 計	177,551	1,975,088	3	2,152,642

区 分	有 効 票 数	無 効 票 数	投 票 総 数	持 帰 り 他	不 受 理	投 票 者 数
神戸市東灘区	84,285	1,845	86,130	24	0	86,154
神戸市灘区	50,727	1,706	52,433	17	0	52,450
神戸市中央区	44,561	1,222	45,783	49	0	45,832
神戸市兵庫区	37,732	1,031	38,763	5	0	38,768
神戸市北区	83,901	3,250	87,151	15	0	87,166
神戸市長田区	33,407	1,099	34,506	5	0	34,511
神戸市須磨区	65,715	2,241	67,956	63	0	68,019
神戸市垂水区	83,473	2,738	86,211	59	0	86,270
神戸市西区	92,424	2,771	95,195	18	0	95,213
神戸市 計	576,225	17,903	594,128	255	0	594,383
姫路市第1	83,268	3,272	86,540	34	1	86,575
姫路市第2	82,204	3,206	85,410	49	0	85,459
姫路市第3	1,828	47	1,875	1	0	1,876
姫路市第4	16,721	633	17,354	6	0	17,360
姫路市 計	184,021	7,158	191,179	90	1	191,270
尼 崎 市	154,205	5,512	159,717	12	2	159,731
明 石 市	108,973	3,106	112,079	73	0	112,152
西宮市第1	169,911	4,205	174,116	51	0	174,167
西宮市第2	17,449	339	17,788	1	0	17,789
西宮市 計	187,360	4,544	191,904	52	0	191,956
洲 本 市	18,212	888	19,100	3	0	19,103
芦 屋 市	41,941	1,135	43,076	3	0	43,079
伊 丹 市	73,833	2,158	75,991	8	0	75,999
相 生 市	13,172	754	13,926	1	0	13,927
豊 岡 市	42,281	961	43,242	10	0	43,252
加古川 市	95,804	3,217	99,021	57	1	99,079
たつの 市	35,744	891	36,635	9	0	36,644
赤 穂 市	19,652	703	20,355	4	0	20,359
西 脇 市	18,933	897	19,830	1	0	19,831
宝 塚 市	92,980	2,286	95,266	10	0	95,276
三 木 市	30,993	976	31,969	96	0	32,065
高 砂 市	33,990	856	34,846	8	0	34,854
川西市第1	50,988	1,708	52,696	571	0	53,267
川西市第2	14,075	408	14,483	3	0	14,486
川西市 計	65,063	2,116	67,179	574	0	67,753
小 野 市	18,443	566	19,009	10	0	19,019
三 田 市	47,197	1,217	48,414	20	0	48,434
加 西 市	18,979	809	19,788	6	0	19,794
篠 山 市	18,402	635	19,037	4	0	19,041
養 父 市	13,028	337	13,365	1	0	13,366
丹 波 市	28,585	1,109	29,694	13	0	29,707
南あわじ市	26,227	1,080	27,307	4	0	27,311
朝 来 市	17,698	471	18,169	0	0	18,169
淡 路 市	19,686	654	20,340	2	0	20,342
宍 粟 市	17,913	525	18,438	0	0	18,438
加 東 市	15,563	385	15,948	2	0	15,950

区 分	有 効 票 数	無 効 票 数	投 票 総 数	持 帰 り そ の 他	不 受 理	投 票 者 数
猪名川 町	13,818	346	14,164	0	0	14,164
川辺郡 計	13,818	346	14,164	0	0	14,164
多 可 町	9,931	237	10,168	0	0	10,168
多可郡 計	9,931	237	10,168	0	0	10,168
稲 美 町	12,600	370	12,970	1	0	12,971
播 磨 町	12,245	528	12,773	1	0	12,774
加古郡 計	24,845	898	25,743	2	0	25,745
神 河 町	6,694	125	6,819	2	0	6,821
市 川 町	6,248	168	6,416	3	0	6,419
福 崎 町	8,102	199	8,301	0	0	8,301
神崎郡 計	21,044	492	21,536	5	0	21,541
太 子 町	13,162	548	13,710	2	0	13,712
揖保郡 計	13,162	548	13,710	2	0	13,712
上 郡 町	7,504	181	7,685	0	0	7,685
赤穂郡 計	7,504	181	7,685	0	0	7,685
佐 用 町	8,838	281	9,119	9	0	9,128
佐用郡 計	8,838	281	9,119	9	0	9,128
香 美 町	9,919	289	10,208	1	0	10,209
新温泉 町	8,478	153	8,631	1	0	8,632
美方郡 計	18,397	442	18,839	2	0	18,841
市 部 計	2,035,103	63,849	2,098,952	1,328	4	2,100,284
郡 部 計	117,539	3,425	120,964	20	0	120,984
県 計	2,152,642	67,274	2,219,916	1,348	4	2,221,268

(2) 投票総数、有効投票数、無効投票数等

投票総数 (A)	有効投票数 (B)			無効投票数 (C)	無効投票率 (C) / (A)
	総数	法第22条第2項の規定の適用を受けたもの	令第10条第2項の規定の適用を受けたもの		
2,219,916	2,152,642	5		67,274	3.03 %

(3) 無効投票

無効投票数	点字投票以外の投票				点字投票					
	成規の用紙を用いていないもの	×の記号以外の事項を記載したもの	全員についての記載無効	計	成規の用紙を用いないもの	氏名のほか他事を記載したもの	氏名以外の事項のみを記載したもの	氏名を自書しないもの	何人を記載したか確認し難いもの	計
67,274	0	66,895	370	67,265		1	8			9

5 審査公報

(1) 審査公報発行状況

印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たり印刷費 (税抜)	公報の規格及び頁数
		印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
2,624,000	2,499,969	2	5	7	3.5円	新聞紙大 2頁

(2) 「審査のお知らせ」点訳版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「点字毎日」号外)	1,050	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,440円

(3) 「審査のお知らせ」音声版(DAISY)の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	1,000	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,500円

(4)「審査のお知らせ」音声版（カセットテープ）の購入

発 行 者	購入 部数	配布方法	1部当たり の 単 価
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 （「愛盲時報」号外）	300	県選管より直送 （一部市町より送付）	1,500 円

最高裁判所裁判官国民審査公報

発行者
兵庫県選挙管理委員会



最高裁判所判事
おお だに なお
昭和二十七年六月三日生

略歴

北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立高土高等学校、東京大学法学部を卒業。
 昭和五年 四月 判事補任官、最高裁判所判事、裁判所書記官補修所、富山地裁、裁判所書記官、最高裁判所判事、司法研修所教官
 六二年 四月 最高裁判所判事第一課長、東京地裁、最高裁判所判事、司法研修所教官、判事局長、人事局長
 平成二年 一月 静岡地裁所長
 二年 三月 最高裁判所判事
 六年 七月 大阪地裁所長
 二七年 二月 最高裁判所判事



最高裁判所判事
き さわ かつ ゆき
昭和二十六年八月二十日生

略歴

東京都新宿区において家庭金物卸売業の家庭の三男として生まれ育ち、同区立鶴巻小学校、私立立教中学校を経て、同立教高等学校を卒業。
 昭和四九年 三月 立教大学法学部卒業
 五〇年 四月 司法修習生
 五二年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）
 平成二年 四月 司法研修所判事補修教官
 三年 四月 新宿区法律相談当番弁護士
 六年 四月 立教大学法律大学院院修了
 二〇年 四月 東京弁護士会司法修習委員会委員長
 二一年 〇月 法務省人権擁護委員
 二三年 一月 新宿区区民の声を委員会委員（苦情処理機関、第三者委員会）
 二八年 七月 最高裁判所判事



最高裁判所判事
はやし けい いち
昭和二十六年二月八日生

略歴

山口県徳山市（現周南市）生まれ。父の仕事の関係により大阪で育ち、市立島屋小学校、市立天王寺中学校、府立天王寺高等学校を卒業。
 昭和四九年 三月 京都大学法学部卒業
 四月 外務省入省
 平成二年 九月 米国スタンフォード大学にて研修（政治学修士）後、シンガポール、ソ連、米国の各日本国大使館に勤務し、アジア局南東アジア第二課長、条約局条約課長、在英日本大使館第二課長、条約局長（後に国際法局長）、北米局参事官、条約局審議官を経て、
 一七年 八月 駐アイルランド特命全權大使
 二〇年 一月 外務大臣官房長官
 二一年 九月 内閣官房副長官補
 二三年 二月 在英日本国大使館特命全權公使
 二九年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年二月二五日 大法廷判決
 平成二七年二月二四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえ、公職選挙法の規定が憲法（四条一項等に違反するもの）というべきではないと（多数意見）
 二 平成二七年二月一六日 大法廷判決
 民法七三三條一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇〇年当時において、憲法（四條一項、二四條）に違反するに至っていたとした（多数意見、補足意見付加）
 三 平成二七年二月一六日 大法廷判決
 夫婦は、婚姻の際に定める「共同生活」に従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法七五〇條は、憲法（二二條、一四條一項、二四條）に違反しないとした（多数意見）
 四 平成二八年五月二五日 第一小法廷決定
 ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したこととして生じた温泉施設の発生事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の取扱いは作業の必要性等に関する情報を施設の発注会社に確実に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があったとして、業務上過失致死罪の成立を認め、（全員一致、補足意見付加、裁判長）
 五 平成二九年三月一五日 大法廷判決
 車両に使用者らの承諾なく秘密にGPS端末を取り付け位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であり、裁判官の合意がなければ行われ得ない処分であるとした（全員一致）
 六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
 平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたというこはできないとした（多数意見）

裁判官としての心構え

最高裁判官はさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、その事件に最終的な決定が求められます。社会的に影響の大きな事件、先例がなく新判例が求められている事件も少なくありません。最高裁判官の職に就いて以来、その重さを痛感してきました。判断を下すに際して、判決等々の具体的理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となすよう、力を尽くしてまいりたいと思っております。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年二月一五日 第一小法廷判決
 学校、児童福祉施設等の敷地から二〇〇m以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し、違反者に対して刑罰を科することを定め、京都府風俗案内所の規制に関する条例三條一項一六条、一項一各規定は、憲法（二二條）に違反するものではなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に従事する者を表す写真等を表示すること等を禁止した同条例七條一各規定は、憲法（二二條）に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）
 二 平成二八年二月一六日 第一小法廷判決
 地方税法施行令附則六條の一七第一項にいう居住の用に供するため独立的に区画された部分が、〇〇以上ある共同住宅等に当たると否かは、一棟の共同住宅等に判断すべきものであるとして、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した（全員一致、裁判長）
 三 平成二八年二月一六日 大法廷決定
 共同相続された普通預金債権、通貯貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となるものとして、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差戻した（全員一致、補足意見付加）
 四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決
 じん肺管理区分が管理一に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従事する労働者等が当該決定の取消訴訟に係る中で死亡した場合においては、当該労働者等の死亡によって当然に終了するものではなく、労働災害補償保険法二條一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差戻した（全員一致）
 五 平成二九年九月二七日 大法廷判決
 平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度に著しい不均衡状態にあったものではないと見なされ、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていないとした（多数意見）

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
 弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持って、正義と公平に邁進し、健全な社会常識に法律の解釈・適用に努めたいと思っております。最高裁判所判事に就任して約二年、三か月経過しました。最終審としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向き合い、よりよい判断・解決のために誠実に職務を果たしていきたく思います。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月二日 第三小法廷決定
 信用保証協会の保証会社が、金融機関が会社に対して行った融資について保証したが、同会社が破産したため代位弁済し、その後破産手続開始後に物上保証人（自己所有不動産を破産者の債務の担保として提供した者）から債権の一部の弁済を受けた。このような場合に破産債権者間の配当をどのようにすべきかについては、従来から破産債権の解釈上争いがあつたが、この決定では、破産手続開始の時に当分の債権の額として確定したものを基礎として配当額を計算したものが当該債権の実体法上の残額を超過したときは、その超過する部分はその当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではないとした（全員一致）
 二 平成二九年九月二七日 大法廷判決
 多数意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度に著しい不均衡状態（違憲状態）にあったものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていないと見なされ、これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則（その追求は国際標準であり国際的潮流でもある）に照らし、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲状態を脱したとまでは評価を明言することにはためらうが、多数意見には完全には与することができないとした上で、同選挙までの間に違憲状態の解消がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるまでとはいえず、国会において、引き続き、投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成三一年の通常選挙に向けて較差縮小のプロセスが継続されることを期待するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしたいと思っております。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持って、常に誠心誠意努めることが大事だと思っております。

〔注意〕

1 国民審査の投票用紙には

- (1) やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に × を書いてください。
- (2) やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

2 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。

3 投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱に入れなくて係員に返してください。

なお、投票用紙を持ち帰ることは法令に違反しますので、持ち帰らないで係員に必ず返してください。